

## SSBJ解説動画

# IFRS S2号の概要 (コア・コンテンツ（指標及び目標）、 発効日及び経過措置)

2023年10月

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局

# 本資料の目的

- 🌱 2023年6月26日に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、設立後初めての基準となる、以下のIFRSサステナビリティ開示基準を公表しました
  - ◆ IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下、「IFRS S1号」という。）
  - ◆ IFRS S2号「気候関連開示」（以下、「IFRS S2号」という。）
- 🌱 **IFRS S2号「気候関連開示」**の概要を、以下の3つに分けてご説明いたします
  - ◆ 全体概要
  - ◆ コア・コンテンツ（ガバナンス、戦略、リスク管理）
  - ◆ **コア・コンテンツ（指標及び目標）、発効日及び経過措置**

2023年6月26日にIFRS財団から公表された次の基準及び付随するガイダンスを、サステナビリティ基準委員会事務局が仮訳し、本資料に反映しています

- IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
- IFRS S2 Climate-related Disclosures

なお、本資料では、開示を行うに際して、特に有用であると当事務局が判断した事項を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）



## コア・コンテンツ

## 指標及び目標：開示目的

利用者が、**気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス**を理解できるようにする

### 1. 産業横断的指標 カテゴリー

- **温室効果ガス (GHG)**
- 気候関連の移行リスク
- 気候関連の物理的リスク
- 気候関連の機会
- 資本投下
- 内部炭素価格
- 報酬

### 2. 産業別の指標

- **産業への参加の特徴  
に関連する指標**
- ※「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」\*の産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮

### 3. 気候関連の目標

- **企業自身が設定した  
目標**
- **法令により満たすこと  
が要求されている目標**

## 指標及び目標：GHG排出に関する開示要求

### スコープ1 GHG排出

① **排出総量**  
(CO<sub>2</sub>相当量のメートル・トンで表す)

### スコープ2 GHG排出

② **GHGプロトコル\***を用い測定

### スコープ3 GHG排出

③ **測定アプローチ、インプット、仮定**及び企業が選択した**理由**

④ GHG排出を、次に分解開示

- i. **連結会計グループ**  
(親会社、連結子会社)
- ii. **その他の投資先** (関連会社、共同支配企業、非連結子会社)

⑤ **ロケーション基準**  
(必要な場合、**契約証書**に関する情報)

⑥ 排出量の測定に含まれる**カテゴリー**

⑦ **ファイナンスに係る排出**に関する追加的情報(資産運用、商業銀行又は保険の活動に参加する場合)

(\*) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準 (2004年)」(以下、「GHGプロトコル」という。)は、温室効果ガス排出目録(一国が1年間に排出・吸収するGHGの量を取りまとめたデータ)を作成する事業者等に対し、基準及び指針を提供する

**指標及び目標：GHG排出—GHGプロトコル及び法域等の要求に関する定め**

**GHGプロトコル**に従って企業の温室効果ガス排出を測定する

ただし、**法域の当局**又は企業が**上場する取引所が、異なる方法を用いることを要求している場合は、その方法を用いることが認められる**

**指標及び目標：GHG排出—異なる報告期間の情報の使用の容認**

**バリュー・チェーン上の企業と異なる報告期間を有する場合**、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報を使用し、GHG排出を測定することが**容認される**

ただし、次のすべてを満たすことが条件

- 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用
- 報告期間の長さが同じ
- バリュー・チェーン上の各企業の報告日と企業の一般目的財務報告書の日付の間に発生した、重大な (significant) 事象及び状況の変化による影響を開示

## 指標及び目標：産業別の指標に関する開示要求

- 特定のビジネス・モデル、活動又は産業への参加を特徴づけるその他の共通の特徴に関連する**産業別の指標**

## 指標及び目標：産業別の指標に関する定め

産業別の指標を決定する際には;  
「IFRS S2号の適用に関する**産業別ガイダンス\***」に記述されている産業別の指標を**参照**し、その**適用可能性を考慮**する

(\*)SASBスタンダードに基づく11セクター・68産業に関連する主な指標が示されている

## 指標及び目標：気候関連の目標に関する開示要求

- **企業自身が設定した目標** (targets) (戦略的目標 (goals) の達成に向けた進捗をモニタリングするためのもの)
- **法令により満たすことが要求されている目標** (targets) (該当がある場合)





## 発効日及び経過措置

## 発効日

**2024年1月1日**以後に開始する年次報告期間より適用する

早期適用も可能であり、その場合；

- その旨を開示する
- IFRS S1号を同時に適用する

## 比較情報に関する経過措置

適用初年度において、**比較情報の開示は要求されない**

## GHG排出に関する経過措置

適用初年度において、次の1つ又は両方の救済措置を用いることが認められる

- 初度適用日の直前の年次報告書において**GHGプロトコル以外の測定方法**を使用していた場合、当該測定方法を引き続き用いることができる
- **「スコープ3」のGHG排出**を開示することは要求されない

